

令和2年度

第9回 農業委員会総会議事録

市 川 市 農 業 委 員 会

第9回 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年12月9日(水) 午後1時30分～午後2時40分

2. 開催場所 勤労福祉センター 4階 第3会議室

3. 農業委員 出席委員 10人

会長	10番	石井 克己
委員	1番	小川 治夫
	2番	小沢 伊知郎
	3番	石橋 弘嗣
	4番	石田 まさ子
	5番	宇田川 忠好
	6番	太田 裕士
	7番	板橋 利行
	8番	石井 文夫
	9番	石井 利和

4. 農地利用最適化推進委員 6人

1番	久保田 章
2番	富田 憲一
3番	岡本 好夫
4番	石井 玄德
5番	大滝 與鷹
6番	平田 秀行

5. 議事日程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会議書記の指名
- 3 付託調査班(委員)の指名

4	議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について	7件
	議案第2号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について	2件
	議案第3号	令和2年度第5次農用地利用集積計画の決定について	4件
	議案第4号	令和2年度農地利用状況調査結果について	
	報告第1号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について 事務局長専決分	34件
	報告第2号	地目変更登記に係る回答について	3件
	報告第3号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の 証明願について	6件
	報告第4号	農地法第32条の規定による農地利用意向調査について	

5 農業委員会事務局職員

次長	館野 裕之
副主幹	本多 浩章
副主幹	田中 恒平
主査	平野 雅邦

6. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>ただいまより、令和2年度第9回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、欠席の連絡はありません。農業委員10名中 10名、推進委員6名中 6名出席しております。</p> <p>農業委員の出席者が過半数に達しておりますので「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員につきまして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>それでは、議席3番の委員と議席4番の委員をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の本多副主幹、田中副主幹を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の付託調査班を指名いたします。</p> <p>農地関係は、第2班で、議席3番の委員、議席4番の委員です。</p> <p>農政関係は、第4班で、議席7番の委員、議席8番の委員です。</p> <p>なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号から議案第4号までと、報告第1号から報告第4号までを議題といたします。</p> <p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p>

<p>事務局次長</p>	<p>それでは、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請」について、7件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請件数は7件でございます。</p> <p>議案の1ページ、2ページをお願いいたします。</p> <p>(1)の申請受付日は、令和2年11月24日でございます。</p> <p>申請地は柏井町で、地目は畑、面積は169平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、通路及び駐車場を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>続きまして3ページから5ページをお願いします。</p> <p>(2)と(3)は関連しておりますので一括してご説明します。</p> <p>申請受付日はいずれも令和2年11月24日でございます。</p> <p>申請地は曾谷で、地目は畑、面積は496平方メートル、外2筆で合計面積は1,271平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが農業振興地域ではございません。</p> <p>申請理由につきましては、特定建築条件付売買予定地を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>続きまして7ページ、8ページをお願いします。</p> <p>(4)の申請受付日は、令和2年11月24日でございます。</p> <p>申請地は二俣で、地目は畑、面積は219平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではございません。</p> <p>申請理由につきましては、駐車場を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>続きまして9ページ、10ページをお願いします。</p> <p>(5)の申請受付日は、令和2年11月25日でございます。</p> <p>申請地は原木で、地目は田、面積は879平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、駐車場及び進入路を目的に所有権の移転をする</p>
--------------	--

<p>議長</p>	<p>ものでございます。</p> <p>続きまして11ページから13ページをお願いします。</p> <p>(6)と(7)は関連しておりますので一括してご説明します。</p> <p>申請受付日は、令和2年11月25日でございます。</p> <p>申請地はいずれも高谷で、地目は畑、面積は2,809平方メートル外1筆で、合計面積は5,489平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、給油所を目的に賃借権の設定をするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>事務局から説明してもらいました。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席1番</p>	<p>議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」</p> <p>現地調査は、令和2年12月1日に農地調査班第1班の委員で行いました。</p> <p>(1)の申請地は、柏井公民館の南東側おおむね200メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されます。</p> <p>第1種農地では原則として転用は許可されませんが、「周辺地域居住者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として必要性が高いと認められる事業である場合、例外的に転用が認められております。</p> <p>転用にともなう周辺農地への影響ですが、申請地内は、埋立等を行わず、整地後駐車場部分については砂利敷きとし、隣接地との境界には、既存土留め及び新設ブロック3段積み土留めにて、土砂等の流出を防除し、雨水については、自然浸透させ、汚水、雑排水はありません。</p> <p>申請地につきましては、隣接する既存住宅への通路及び駐車場とする予定</p>

です。

譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断されます。

続きまして、(2)(3)の申請地は、百合台小学校の東側おおむね100メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。

農地区分については、申請地周辺は宅地化が進み、市街地化の傾向が著しい区域であることから、第3種農地と判断されます。

転用にとまなう周辺農地への影響ですが、申請地の周囲には、コンクリートブロックを設置し、土砂等の流出を防除することとさせていただきます。

また、雨水については、宅地内で一時貯留し、汚水、雑排水は合併浄化槽にて処理後、併せて道路側溝及び水路へ放流するものです。

申請地につきましては、特定建築条件付売買予定地7区画を造成する予定です。

譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断されます。

続きまして、(4)の申請地は、二俣小学校の北東側おおむね200メートルに位置し、現況は露地畑になっておりました。

農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。

転用にとまなう周辺農地への影響ですが、申請地の周囲には、トタン塀を設置し、土砂等の流出を防除することとさせていただきます。

また、雨水については、自然浸透させ、汚水、雑排水はありません。

申請地につきましては、隣接して借地している既存駐車場の一部を返還した代替えの駐車場とする予定です。

譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断されます。

(5)の申請地は、二俣小学校の北西側おおむね300メートルに位置し、

現況は休耕地、一部が舗装路になっておりました。

農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。

転用に伴う周辺農地への影響ですが、隣接する既存施設の敷地が高いため申請地の一部を切土し、スロープを設置し、一部については、転圧後砕石敷とし、残りの一部は現況の舗装路のまま使用することです。

申請地の周囲には、コンクリート塀を設置し、土砂等の流出を防除することです。

また、雨水については、自然浸透させ、汚水、雑排水はありません。

申請地につきましては、現況舗装路の箇所については、そのまま利用し、その他の箇所については、既存駐車場の拡張及びその進入路とする予定です。

なお、舗装路となっている箇所については、農地への復元の検討をしましたが、現状、周辺住民の生活道路となっており、転用後も同様の利用することから、現状のまま申請したい旨の始末書が提出されております。

譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。

以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断されます。

(6)(7)の申請地は、市川南高校の北西側おおむね200メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。

農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。

転用に伴う周辺農地への影響ですが、申請地の周囲には、軽量鉄骨塀及びコンクリートブロック塀を設置し、土砂等の流出や飛沫の飛散を防除することです。

雨水については、敷地内で一時貯留し、汚水、雑排水は合併浄化槽にて処理し、洗車機等からの排水については、油水分離槽にて処理後、併せて道路内の水路へ放流するものです。

申請地につきましては、給油所を建設する予定です。

	<p>譲渡人は、要望により賃借権の設定をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断されます。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>第1班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>(1) ですが、譲受人は、市内に居住する会社役員の方です。</p> <p>申請地は、譲受人が所有する未接道の住宅の隣接に位置し、自己所有地にて接道を確保したく、今回、譲っていただけるとのことから申請に至ったこととです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可後3ヵ月以内に着工し、完了は着工後1ヵ月以内となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われまます。</p> <p>続きまして(2)、(3)ですが、譲受人は、西東京市に本店を置き、不動産業を営むことを主な目的とする法人です。</p> <p>申請地周辺は、戸建住宅が多く立ち並んでおり、小学校も近接し、良好な住環境であるため、今回、譲っていただけるとのことから申請に至ったこととです。</p>

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。

工事の予定につきましては、令和3年1月20日に着工し、完了は同年8月31日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま。

続きまして(4)ですが、譲受人は、江戸川区にて土木建築工事業を主な目的とする法人です。

申請地は、譲受人が借用している既存駐車場の隣接に位置し、その一部を返還するため、駐車台数を確保する必要があり、今回、譲っていただけるとのことから申請に至ったとのこと。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。

工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は着工後30日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま。

続きまして(5)ですが、譲受人は、市内にて不動産賃貸業を主な目的とする法人です。

申請地は、譲受人が所有している既存駐車場の隣接に位置し、既存駐車場が手狭であることと、自己所有地による市道からの出入を可能にし、利便性の増進をしたく、今回譲っていただけるとのことから申請に至ったとのことです。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。

工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は着工後60日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま

す。続きまして(6)、(7)ですが、譲受人は、江戸川区に本店を置き、小売業を営むことを主な目的とする法人です。

申請地周辺には、給油所がなく、地域住民の車や交通量も多く、需要が見込まれるため、今回、借地させていただけるとのことから申請に至ったとのこと

です。資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。

工事の予定につきましては、令和3年3月1日に着工し、完了は同年6月30日となっております。

	<p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
議席 4 番	<p>議案第 1 号の（1）ですが、塩浜にお住まいの方が何故、柏井町の土地が必要なのですか。また、駐車場には何台の車が止まるのでしょうか。</p>
議 長	<p>事務局、お願いします。</p>
事 務 局	<p>塩浜にお住みの譲受人が柏井町にある接道のない既存家屋に住み替えするために、申請地を通路として転用するものです。また、駐車場は普通のカーポートで乗用車 1 台分です。</p>
議席 4 番	<p>分かりました。</p>
議 長	<p>ほかにはございませんか。</p>
議席 5 番	<p>（6）、（7）の給油所ですが、確かにまわりは農地ですし、特に（7）側は外環道路と自転車道に接しています。こちら側から給油所に入るのは危険だと思われますし、側道での駐車はどのようになりますか。</p>
議 長	<p>事務局、お願いします。</p>
事 務 局	<p>外環道路と自転車道の間は、1.8メートルのネットフェンスを設け、出入りは出来ないようになりますので、給油待ちの駐車もありません。</p>
議席 5 番	<p>分かりました。</p>

議 長	ほかには、ございませんか。
各 委 員	なし
議 長	「なし」という声がありました。 お諮りいたします。 議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」(1)について、 許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号(1)は、全会一致により許可相当という意見を付して、 県知事に送付することと、決定いたします。 続きまして、(2)及び(3)は関連しておりますので、一括してお諮りいたします。 議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」(2)及び(3) について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号(2)及び(3)は、全会一致により許可相当と いう意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。 続きまして、お諮りいたします。議案第1号「農地法第5条の規定による 許可申請について」(4)について、許可相当と決定することに、ご異議ござ いませんか。

各 委 員	異議なし
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号(4)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定をいたします。</p> <p>続きまして、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」(5)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号(5)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、(6)及び(7)は関連しておりますので、一括してお諮りいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」(6)及び(7)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号(6)及び(7)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、2件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いいたします。</p>
事務局次長	議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、ご

<p>議長</p>	<p>説明いたします。</p> <p>議案の15ページから16ページをお願いいたします。</p> <p>令和2年11月2日及び11月19日付けで、生産緑地法第10条の規定に基づき市川市長に買取り申出をするために必要となる「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願」が2件提出されたものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いいたします。</p>
<p>議席5番</p>	<p>議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、ご報告いたします。</p> <p>現地調査は、令和2年11月30日に第3班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>初めに(1)ですが、申請地は、曾谷公民館の東側に位置した露地畑1筆、面積1,487平方メートルで、主に申出人の父が農業に従事していましたが、令和元年11月に死亡し、今後、農業経営を維持することが困難になったことから、今回の申請に至ったとのことでございます。</p> <p>死亡した者の農業従事日数は、年間300日で、農家基本台帳で確認いたしました。</p> <p>このことから、死亡した者を「生産緑地に係る農業の主たる従事者」として証明するのが相当と判断いたします。</p> <p>つぎに(2)ですが、申請地は、宮久保小学校の南東側に位置した露地畑2筆、面積1,599平方メートルで、主に申出人の父が農業に従事していましたが、平成30年8月に死亡し、今後、農業経営を維持することが困難になったことから、今回の申請に至ったとのことでございます。</p> <p>死亡した者の農業従事日数は、年間100日で、農家基本台帳で確認いたしました。</p> <p>このことから、死亡した者を「生産緑地に係る農業の主たる従事者」として証明するのが相当と判断いたします。</p>

議 長	<p>以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」(1)について、願出のとおり証明することに、ご異議ありませんか。</p>
各 委 員	異議なし
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第2号(1)は、全会一致により証明することと決定いたしました。</p> <p>続きましてお諮りいたします。議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」(2)について、願出のとおり証明することに、ご異議ありませんか。</p>
各 委 員	異議なし
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第2号(2)は、全会一致により証明することと決定いたしました。</p> <p>続きまして、議案第3号「令和2年度第5次農用地利用集積計画の決定に</p>

<p>事務局次長</p>	<p>ついて」、4件ございます。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>議案第3号 「令和2年度第5次農用地利用集積計画の決定について」 ご説明いたします。</p> <p>議案の17ページ、18ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、令和2年10月22日付けで、市川市長より令和2年度第5次農用地利用集積計画（案）が、4件提出されましたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項並びに農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いいたします。</p>
<p>議席5番</p>	<p>議案第3号 「令和2年度第5次農用地利用集積計画の決定について」 ご報告いたします。</p> <p>現地調査は、令和2年11月30日に、第3班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>今回は、4件の農用地利用集積計画案でございます。</p> <p>初めに1番について、借り手の方は北国分在住の方です。</p> <p>堀之内在住の貸し手の方が所有する農地を使用貸借するものです。</p> <p>申請地は、堀之内で「北総鉄道北国分駅」の南西側に位置した畑1筆、現況は「露地畑」でございます。</p> <p>面積は、523平方メートルの内294平方メートルで、設定期間3年間です。</p> <p>現況は、良好に管理されておりました。</p> <p>借り手の経営する農地においては耕作放棄地もなく、今回、使用貸借する農地も適切に管理されていくことが見込まれます。</p>

これらのことから、今回、決定を求められた令和2年度第5次農用地利用集積計画案については妥当と認め、決定するのが相当と判断いたします。

続きまして2番について、借り手の方は大野町在住の方です。

大野町在住の貸し手の方が所有する農地を使用貸借するものです。

申請地は、大野町で「JR武蔵野線市川大野駅」の北西側に位置した畑1筆、現況は「梨畑」でございます。

面積は、1,691平方メートルの内799平方メートルで、設定期間3年間です。

現況は、良好に管理されておりました。

借り手の経営する農地においては耕作放棄地もなく、今回、使用貸借する農地も適切に管理されていくことが見込まれます。

これらのことから、今回、決定を求められた令和2年度第5次農用地利用集積計画案については妥当と認め、決定するのが相当と判断いたします。

続きまして3番について、借り手の方は大町在住の方です。

大町在住の貸し手の方が所有する農地を使用貸借するものです。

申請地は、大町で「市川市動植物園」の北側に位置した畑1筆、現況は「梨畑」でございます。

面積は、3,401平方メートルの内988平方メートルで、設定期間2年間です。

現況は、良好に管理されておりました。

借り手の経営する農地においては耕作放棄地もなく、今回、使用貸借する農地も適切に管理されていくことが見込まれます。

これらのことから、今回、決定を求められた令和2年度第5次農用地利用集積計画案については妥当と認め、決定するのが相当と判断いたします。

続きまして4番について、借り手の方は国分在住の方です。

曾谷在住の貸し手の方が所有する農地を使用貸借するものです。

申請地は、柏井町で「市川市民キャンプ場」の西側に位置した畑1筆、現況は「露地畑」でございます。

<p>議 長</p>	<p>面積は、1,090平方メートルで、設定期間3年間です。</p> <p>現況は、良好に管理されておりました。</p> <p>借り手の経営する農地においては耕作放棄地もなく、今回、使用貸借する農地も適切に管理されていくことが見込まれます。</p> <p>これらのことから、今回、決定を求められた令和2年度第5次農用地利用集積計画案については妥当と認め、決定するのが相当と判断いたします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>なし</p>
<p>議 長</p>	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第3号「令和2年度 第5次農用地利用集積計画の決定について」1番から4番について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>異議なし</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第3号は、全会一致により原案のとおり、決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号「令和2年度農地利用状況調査結果について」事務局から議案の説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>議案第4号「令和2年度農地利用状況調査結果」について、ご説明いたします。</p> <p>議案の19ページをお願いいたします。</p>

	<p>本年10月12日から10月22日までの間において、農地法第30条の規定に基づき、農業委員及び農地利用最適化推進委員と農業振興課の合同で農地利用状況調査を実施いたしました。</p> <p>その結果についてご説明いたします。</p> <p>議案第4号「別冊」の1ページをご覧ください。</p> <p>A地区からF地区の合計は、1号農地は278筆、143,359平方メートルで、前年度の301筆、154,090平方メートルに対しまして、23筆、10,731平方メートルの減となりました。</p> <p>対前年比率は、筆数で7.6%、面積で7%の減となります。</p> <p>2号農地は本年度もございません。</p> <p>地区別に見ますとA地区とF地区では、前年度と比べ増減はございませんでした。</p> <p>また、B地区からE地区におきましては、いずれも減少しておりました。詳細につきましては、2ページから12ページのとおりでございます。</p> <p>なお、本日の総会で議決が得られましたら千葉県に報告し、その後、千葉県から国に報告されることとなっております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第4号「令和2年度農地利用状況調査結果について」、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし

<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第4号は、全会一致により原案のとおり決定いたします。</p> <p>以上で、議案の審議は終了いたしました。</p> <p>次に、報告第1号「農地法第4条又は5条の規定による農地転用の届出について、34件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告第1号、「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、事務局長において専決しましたので、ご報告いたします。</p> <p>議案の21ページをお願いいたします。</p> <p>今回の報告は、令和2年11月2日から11月30日までに届出がされたものであり、農地法第4条の届出は、14件、16筆、6,024.00平方メートル、第5条の届出は、20件、23筆、4,936.50平方メートルでございます。</p> <p>第4条と第5条を合わせますと、34件、39筆、転用面積は、10,960.50平方メートルとなります。</p> <p>なお、詳細につきましては、22ページから28ページまでの記載のとおりでございます。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>続きまして、報告第2号「地目変更登記に係る回答について」3件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告第2号「地目変更登記に係る回答について」ご報告いたします。</p> <p>議案の29ページから31ページをお願いいたします。</p>

(1) については、令和2年11月6日付けで、千葉地方法務局市川支局登記官から照会がありました。

土地の所在は大町、面積は811平方メートルのうち406平方メートル他1筆で合計面積は995平方メートルのうち496平方メートルで市街化調整区域に位置しております。

2筆とも登記簿の地目を「畑」から「雑種地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされました。

本件に係る申請状況としましては、転用許可申請等は提出されておられません。

そこで、事務局職員による現地確認後、令和2年11月6日に農地調査班1班の農業委員と区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。

なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として「転用無許可」、現況については「事業所」と記載したうえで回答したものです。

続きまして(2)については、令和2年11月6日付けで、千葉地方法務局市川支局登記官から照会がありました。

土地の所在は原木、面積は79平方メートル他8筆、合計面積は975.43平方メートルで市街化調整区域に位置しています。

9筆とも登記簿の地目を「田」から「雑種地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされました。

本件に係る申請状況としましては、転用許可申請等は提出されておられません。

そこで、事務局職員による現地確認後、令和2年11月11日に農地調査班1班の農業委員と区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。

なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として「転用無許可」、現況については「車両置場」と記載したうえで回答したものです。

続きまして(3)については、令和2年11月6日付けで千葉地方法務局市川支局登記官から照会がありました。

	<p>土地の所在は欠真間, 面積は252平方メートルで市街化区域に位置しています。</p> <p>登記簿の地目を「田」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされました。</p> <p>本件に係る申請状況としましては、昭和61年8月28日に農地法第4条に基づいて「共同住宅」を目的に転用申請がなされております。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、令和2年11月11日に農地調査班1班の農業委員と区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。</p> <p>なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として「転用届あり」、現況については「共同住宅」と記載したうえで回答したものです。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>続きまして、報告第3号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行なっている旨の証明願いについて」、6件でございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
事務局次長	<p>報告第3号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて」、ご報告いたします。</p> <p>議案の33ページ、34ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、相続税の納税猶予の継続届出書を税務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されました。</p> <p>令和2年11月2日から同月16日までに申請のあった6件について、現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため証明書を発行したものです。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>

<p>議 長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>続きまして、報告第4号「農地法第32条の規定による農地利用意向調査について」、事務局より報告いたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告第4号「農地法第32条の規定による農地利用意向調査」について、ご報告いたします。</p> <p>議案の35ページをお願いいたします。</p> <p>議案第4号の農地利用状況調査結果を踏まえ、農地法第32条の規定による利用意向調査を実施しました。</p> <p>内容は、土地所有者8名、14筆、面積7,124平方メートルとなっております。</p> <p>本調査は、新たに遊休農地と判定されたもの、また、過去に遊休農地であったが、前年度調査においては遊休農地と判定されていない農地が、今回の調査において、再度遊休農地と判定されたものが対象となっております。</p> <p>調査内容は、配付資料のとおりであります。</p> <p>本調査は、毎年11月末までに実施することとされていることから、11月25日に対象者に発送いたしました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。</p> <p>これで、令和2年度第9回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>